



男性の
育児休業を
もっと応援！

ご存じですか？

育児休業取得支援給付金

<対象者>

妻の産後8週間において育児休業を取得した男性会員

<給付対象期間>

当該育児休業期間(最大8週間)

<給付額>

1日につき3,000円(ただし、土日を除く)

※制度の詳細については、裏面をご覧ください。

～ 令和4年9月から育児休業手当金に加え、育児休業取得支援給付金が支給されます！～

<請求方法>

「育児休業手当金 育児休業取得支援給付金(互)請求書」を使用いただき、育児休業に係る辞令の写しを添付のうえ、「育児休業手当金」とあわせて請求してください。

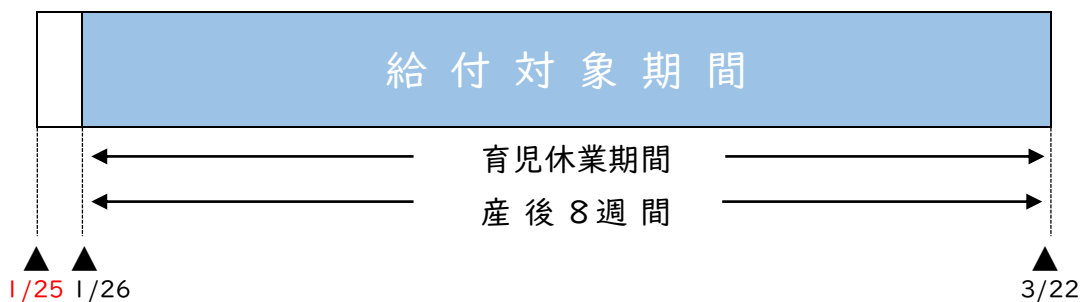
※国家公務員法及び雇用保険法が適用となる所属については、育児休業取得支援給付金のみ請求してください。

【お問合せ先】一般財団法人山形県教職員互助会 福利担当 TEL 023-631-5115(代表)

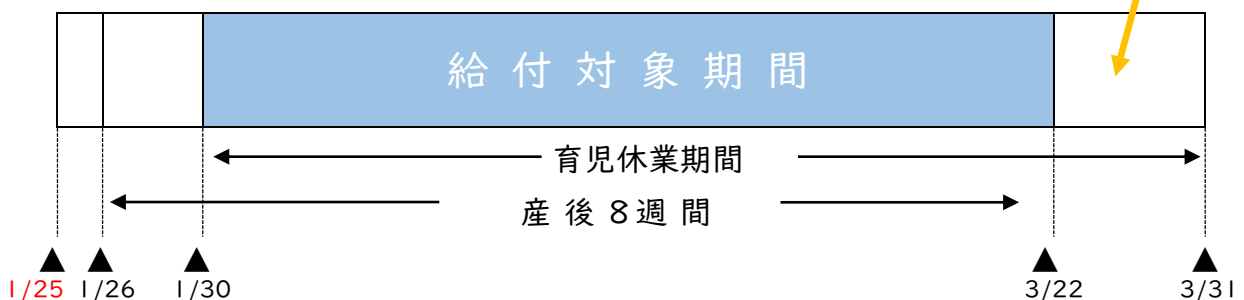
育児休業取得支援給付金制度について

- 対象者 妻の産後8週間において育児休業を取得した男性会員
- 給付対象期間 当該育児休業期間(最大8週間)
- 給付額 1日につき3,000円(ただし、土日を除く)

- <給付例①> 【子の誕生日】 … 令和5年1月25日
【育児休業期間】 … 令和5年1月26日から令和5年3月22日
- ↓
- 【給付対象期間】 … 令和5年1月26日から令和5年3月22日
【給付対象日数】 … 40日(1月分:4日、2月分:20日、3月分:16日)※土日を除く
【給付額】 … 3,000円×40日=120,000円



- <給付例②> 【子の誕生日】 … 令和5年1月25日
【育児休業期間】 … 令和5年1月30日から令和5年3月31日
- ↓
- 【給付対象期間】 … 令和5年1月30日から令和5年3月22日
【給付対象日数】 … 38日(1月分:2日、2月分:20日、3月分:16日)※土日を除く
【給付額】 … 3,000円×38日=114,000円



※育児休業取得支援給付金の給付対象期間は、産後8週間のため、3月22日まで給付の対象となります。